

「豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務」

プロポーザル実施要領

令和7年10月

豊見城市 企画部 商工観光課

**「豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務」
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本業務は、「沖縄県豊見城市」及「豊見城市イメージキャラクター」の認知度向上を図るため、機能向上等を施した豊見城市イメージキャラクター「アゴマゴちゃん」「トミッキー」の着ぐるみ製作することを目的とし、実績、専門性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

2 業務概要

- (1) 名 称：豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務
- (2) 内 容：豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作を行う。詳細は「豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務委託仕様書」を参照。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 契約保証金：豊見城市契約規則に基づく
- (5) 提案上限額：2, 995, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための額であること、又、実際の契約額は異なる場合があることに留意すること。
※金額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%として算出すること。なお、受託期間中に税率の変更があった場合は、変更した税率で変更契約する。

3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。
- (5) 豊見城市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する者でないこと。
- (6) 租税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ正副2名以上の担当者を割り当て十分な人員体制がとれること。
- (9) 過去に、受託業務等において法令違反や不正行為等がないこと。

4 配布資料

- (1) 公募型プロポーザル実施要項（本書）
- (2) 豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務委託仕様書
（以下「仕様書」という。）
- (3) 企画提案参加意向申出書 （様式第1号）
- (4) 質問書 （様式第2号）
- (5) 会社概要 （様式第4号）
- (6) 価格提案書 （様式第5号）
- (7) 辞退届 （様式第6号）

5 提出書類等

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加意向申出書 （様式第1号）
- イ 企画提案書（下記（2）参照）
- ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- エ 会社定款（ない場合は規約及び構成員名簿等）
- オ 完納証明書（所在地の市町村） ※発行から3か月以内のものに限る

(2) 企画提案書の作成要領

次に掲げる書類で構成し、順に並べフラットファイルA4版左綴じとし、ページ番号及びタイトルを付すこと。

ア 表紙

イ 会社概要 （様式第4号）

ウ 企画提案内容

A4版にまとめ、下記（ア）～（ウ）について必ず記載すること。

（ア）デザイン面、機能面に関する説明（特記仕様書：第2条参照）

（イ）本事業のスケジュール（出来るだけ具体的かつ詳細に記載）

（ウ）直近4年間の類似業務実績紹介（※実績がある場合のみ）

エ 価格提案書 （様式第5号） ※見積書を添付。

見積額の内訳が分かるように、項目ごとの内訳、単価、数量等を記載する。

(3) 企画提案書にあたっては、次の点に留意して作成すること。

ア 仕様書の内容を踏まえること。

イ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とすること。

ウ 使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨とすること。

(4) 提出部数 6部（1部正本、5部副本）

(5) 提出期限 令和7年11月11日（火） 正午迄

(6) 提出先 豊見城市 企画部 商工観光課（以下「事務局」という。）に提出。

(7) 提出方法

- ア 直接持参によるものとし、提出期限までの平日午前9時から午後5時までに事務局へ提出すること。なお、提出受付最終日は正午までとする。
- イ 電子メール又はファックス等による提出は認めない。
- ウ 申請書提出の遅延については、紛失等いかなる理由であっても考慮せず、提出を受理しない。

6 スケジュール（※概ねの予定。変更の可能性もあります）

項 目	日 程
(1) 公募要項の公開	令和7年10月22日（水）から 令和7年11月11日（火）まで
(2) 質問受付期間	令和7年10月22日（水）から 令和7年10月29日（水）正午まで
(3) 質問に対する回答日	令和7年10月30日（木） 質問に対する回答は、市HPに公開する。
(4) 企画提案書及び提出書類受付締切日	令和7年11月11日（火）※正午まで
(5) 一次審査（事務局による資格審査）	令和7年11月12日（水）
(6) 二次審査（審査員による内容審査）	令和7年11月13日（木）
(7) 選定結果通知	令和7年11月13日（木）

7 質問及び回答

公募要項及び企画提案に関する質問は、「質問書」（様式第2号）により事務局へ電子メール又はFAXにて送信すること。また、以下の点に留意すること。

- (1) 電子メール、FAX以外での質疑は受け付けない。
- (2) 質問書送信後は、必ず電話連絡による着信確認を行うこと。
- (3) 質問書の提出は、令和7年10月29日（水）正午までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和7年10月30日（木）に市HPにて公開する。

8 選考について

(1) 基本的な考え方

優先交渉権者の選定については、豊見城市イメージキャラクター着ぐるみ製作業務選定委託定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、公正かつ厳正に審査し、最も優れた企画提案を行ったものを優先交渉権者第1位とする。

（２）審査方法

① 書類審査（第１次審査）

事務局において、提出書類の書類審査を行う。評価項目は、別紙のとおりとする。

なお、応募多数の場合は、書類審査(第１次審査)の結果により、上位４社程度を選定し、審査結果を全ての提案者に電子メールで通知する。

② プレゼンテーション審査（第２次審査）

選定委員会において、第１次審査に合格した提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査を行う。評価項目は、別紙のとおりとする。また、評価項目ごとに５段階評価で行う。（３（基準）４（期待できる）５（相当期待できる）２（あまり期待できない）１（期待できない））

ア １提案者につき、３０分の持ち時間とする。（説明 ２０分、質疑 １０分）

イ プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づき実施する。それ以外の内容は審査の対象としない。また、期日までに提出した企画提案書と同じものを使用すること。

ウ 直近４年間の類似業務実績の紹介の際には、写真や動画での紹介に加え、実物での紹介も許可する。【P.2 ５ 提出書類等（２）企画提案書の作成要領ウ（ウ）関係】

エ プレゼンテーション当日は、質疑に対応できるよう実際に業務に携わる責任者が出席するものとし、参加人数は最大４名までとする。

オ 使用機材等については、プロジェクターとスクリーンを使用する場合は事前に申し出ること。その他の電子機材等を使用するものは、全て提案者自ら用意すること。また、機材の動作確認を希望する提案者は、事前に申し出て、事務局と日程調整をすること。（プレゼンテーション当日は不可）

カ 審査結果は、第２次審査に参加した全ての提案者に対し令和７年１１月１３日(木)までに電子メールにて通知し、その後郵送する。候補者として決定されなかった者に対しては、候補者として決定されなかった理由等を具体的に示したうえで通知するものとする。

③ 優先交渉権者の決定

各選定委員の総合評価点数の最も高い提案者を１位とし、１位を多く獲得した提案者が優先交渉権者とする。

ア １位の順位を付された数が同数の者が、２者以上の場合は、これらの者のうち２位の順位を付された数が多い者を採択する。

イ 前号の規定によっても優先交渉権者１位の者が決定されない場合は、審議により決定する。

ウ 選定委員全員の合計点数５００点中、優先交渉権者の合計獲得点数が２５０点未満の場合は決定しない。

（３）選定に関する注意事項及び書類等の取扱い

選定に関する取扱い及び提出書類等については、下記のとおりとする。

① 企画提案書提出締切日以降の資料の追加や変更は認めない。

- ② 選定委員会は非公開で行い、審査内容は一切公表しない。
- ③ 企画提案書は原則非公開とする。

9 契約方法

原則、選定委員会にて決定した優先交渉権者第1位の者と、契約条件および業務内容、契約期間等について協議をし、必要に応じて見積書の再提出を求め、双方の合意に至った場合、随意契約により業務委託契約を締結する。但し、協議の結果、優先交渉権者第1位の者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点候補者を繰り上げ、その者と契約に向けて協議を行うものとする。

10 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) 当該要項「3 応募資格」の要件を満たしていない場合、または満たすことが出来なくなった場合
- (2) 企画提案書及びその他書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 定められた提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 選定委員、市職員及び当該プロポーザル関係者から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (5) その他委員会及び事務局において不適格と認められる場合

11 その他の留意事項

- (1) 参加の辞退

企画提案書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式6号)を二次審査前日までに直接持参し、事務局に提出すること。なお、この辞退が今後豊見城市の発注する業務において、提案者に不利な状況を及ぼすものではない。

- (2) 提出書類の作成、参加申込みのために要する費用は、全て提案者負担とする。
- (3) 提出された全ての資料は、受託候補者の選定事務以外には使用せず、また返却も行わない。
- (4) 提案者が1者の場合は、その提案内容等を選定委員会で審査し、委託可能と判断した場合にのみ契約について協議する。
- (5) 豊見城市契約規則を熟読のこと。
- (6) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

《事務局問い合わせ先》

〒901-0292

沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市役所4F

豊見城市 企画部 商工観光課 (担当：盛本)

電話：098-850-5876 FAX：098-850-5343

E-mail: syoukou@city.tomigusuku.lg.jp

(祝日を除く 月曜～金曜 8:30～17:15)

書類審査（第1次審査）

30 点満点

審査項目	審査内容	配点
1. 募集要項との整合性	・提出書類はそろっているか ・応募資格はあるか。	○、×
2. 直近 4 年間の類似業務実績	・業務を円滑に遂行するために、直近で類似業務実績があるか。	10
3. 仕様書との整合性	・仕様書の内容を十分に理解した提案か。	10
4. 本社・支社在籍地	・円滑に業務を進めるために、不測の事態があった際に早急に、直接連絡を取り合うことができるか。	10

プレゼンテーション審査（第2次審査）

100 点満点

審査項目	審査内容	配点
1. 業務の理解度	・提案内容は業務の目的に合致しているか。	5
	・十分な知識・技術・ノウハウ等を有しているか。	10
2. 経費の妥当性	・見積限度額の範囲内で妥当な金額となっているか。	10
3. 提案内容	デザイン面 ・仕様書に準じた提案となっているか。 ・具体的で実現性の高い提案になっているか。	15
	機能面 ・装着性及び装着時の安全性等反映されているか。 ・耐久性に優れているか。 ・イベント等で使用する際の可動性、運動性を十分考慮しているか。 ・不装着時の保管・管理及び手入れなど十分考慮しているか。（着ぐるみ収納兼運搬用ケース含む）	15
		15
		15
		15